

学校体育施設利用団体の皆様へ【重要】

学校体育施設を利用して活動される場合、要綱にもとづいた更新(登録)・変更等の手続きが必要となります。**令和6年4月9日(火)**までに手続きをお願いします。

なお、登録有効期限は団体によって異なりますので、団体登録証でご確認ください。

■ 提出書類について (次の該当するものについて提出してください。)

(1) 共通書類

全団体	令和6年度スポーツ安全保険等への加入証明の写し ※ 手続き中の場合は、その旨お伝えいただき、手続き完了後に提出してください。
登録有効期限が 令和6年4月30日までの団体	② 学校体育施設利用団体登録申請書(第1号様式) ② 団体登録名簿(第2号様式)
団体名・責任者・連絡者の 変更がある団体	学校体育施設利用団体登録変更申請書(第7号様式) ※ 登録有効期限が令和6年4月30日までの団体は不要です。

(2) 体育館・格技室年間利用希望団体

定期的に利用したい団体	(注) 年間学校体育施設利用願い(第8号様式) ※ 今回の対象期間は令和6年5月1日～令和7年4月30日です。
-------------	--

(注) 年間学校体育施設利用願いについて

- この制度は、**継続的**に活動を行っている地域スポーツ団体の育成を図るため、計画的活動が運営できよう、定期的活動日を確保するものです。
- 対象は、原則、利用前年度に6ヶ月以上活動している団体に限ります。
- 曜日・時間は**1年間ごと**の指定であり、永続的な権利ではありません。
- 時間は、1時間から許可しています。
- 希望が重複した場合は、一方の団体が第1・3・5週、もう一方の団体が第2・4週を利用する等の調整を教育委員会が行います(基本的には従前からの団体を優先します)。
- 第2希望等がありましたら、欄外等に記載してください。

年間利用の承認を受けた団体は・・・

- ① 「年間学校体育施設利用承認書」の利用日時の内容で生涯学習課が仮予約します。
- ② 毎月19日～26日の間に、翌月分の利用しない日の仮予約を削除していただきます。

データでのご提出をご希望の場合は、葉山町公式HPより各フォーマットをダウンロードいただき、メール (sports2@hayama.kanagawa.jp) にてご提出ください。

葉山町 学校体育施設



◆ 問 合 せ 先 ◆

葉山町教育委員会 生涯学習課 スポーツ係
電 話 876-1111 内線 7231
F A X 876-1861
メール sports2@hayama.kanagawa.jp